

# 平成27年12月甲良町議会定例会会議録

平成27年12月21日（月曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 議案第62号 平成27年度甲良町一般会計補正予算（第5号）  
第3 甲良町プレミアム付商品券交付事業調査特別委員会調査報告  
第4 発議第7号 甲良町プレミアム付商品券交付事業調査検証結果決議（案）  
第5 発議第8号 甲良町長の不信任決議（案）  
第6 発議第9号 建部孝夫甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議（案）  
第7 発議第10号 丸山恵二甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議（案）  
第8 委員会の閉会中における継続審査および調査について

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	山田裕康	2番	阪東佐智男
3番	野瀬欣廣	4番	西川誠一
5番	濱野圭市	6番	丸山光雄
7番	木村修	8番	藤堂一彦
9番	丸山恵二	10番	金澤博
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	橋本悟
総務課長	中川愛博	保健福祉課長	米田志保子
税務課長	上田和光	産業課長	若林嘉昭
住民課長	山田禎夫	建設水道課長	北坂仁
総務課参事	宮川哲郎	学校教育課長	藤村善信
企画監理課長	中川雅博	社会教育課長	川嶋幸泰
人権課長	陌間守	会計管理者	寺川貴代美

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書記 山崎 志保美

(午前 9時05分 開会)

○西川議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成27年12月甲良町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 西澤議員および12番 建部議員を指名いたします。

これより町長の追加提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日、何かとお忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、追加提案させていただきます案件1件について、その概要をご説明申し上げます。

追加議案第62号 平成27年度甲良町一般会計補正予算(第5号)で、9,206万5,000円を追加し、歳入歳出補正予算総額を37億5,244万2,000円とするものでございます。内容につきましては、平成27年度甲良町一般会計補正予算書第4号からの変更内容で申し上げますと、収入の主なものにつきましては、ふるさと応援寄付金の2,000万円増、歳出の主なものにつきましては、企画費のふるさと納税特産品の950万円の増およびふるさと応援基金積立金の800万円増としております。また、(仮称)甲良町南部工業団地事業者選定支援業務委託につきましては、今後、議会および住民への説明を十分に行い、改めて計上していきたいと考えておりますので、今回の補正からは取り下げをさせていただきます。

以上、何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とします。

○西川議長 次に、日程第2 議案第62号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第62号 平成27年度甲良町一般会計補正予算(第5号)。

上記の議案を提出する。

平成27年12月21日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 それでは、補正予算書、表紙裏面をご覧ください。

今回の補正は、9,206万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億5,244万2,000円とするものでございます。内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正で説明いたします。地方債補正につきましては、第2表で説明いたします。

それでは、1ページをご覧ください。

歳入、11款 分担金および負担金、補正額26万円、13款 国庫支出金569万6,000円、14款 県支出金237万4,000円、15款 財産収入2,592万5,000円、16款 寄付金5,000万円、17款 繰入金3,200万円の減、19款 諸収入94万円、20款 町債3,887万円。歳入合計、補正額9,206万5,000円、計37億5,244万2,000円でございます。

ここで補足説明いたします。一般会計補正予算第4回と比較しますと、ふるさと応援寄付金の増に伴いまして、16款 寄付金を2,000万円追加し、17款 繰入金を100万円減額としております。よって、1,900万円の増額となっております。

それでは、2ページをご覧ください。

歳出、2款 総務費、補正額5,894万9,000円、3款 民生費1,219万1,000円、4款 衛生費253万9,000円、6款 農林水産業費62万円、8款 土木費1,782万3,000円、10款 教育費344万8,000円、13款 諸支出金390万円の減。

3ページをご覧ください。

14款 予備費39万5,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

こちらでも補足説明をさせていただきます。2ページを再度ご覧ください。

一般会計補正予算第4回と比較しますと、歳入の増に伴いまして、2款 総務費、1項 総務管理費に1,950万3,000円を追加しております。主な内容といたしましては、10ページをご覧ください。

5目 企画費、ふるさと納税特産品に950万円、需用費に4万7,000円、役務費に245万3,000円追加しております。ふるさと応援基金積立金も800万円を追加しております。また、委託料では（仮称）甲良町南部工業団地事業者選定支援業務委託全額の49万7,000円を減額しております。

次に、14ページをご覧ください。

調整額といたしまして、14款 予備費において、50万3,000円を減額しております。よって、歳入と同様に1,900万円増となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。

起債の目的、臨時財政対策債 3, 887 万円、補正後、1 億 5, 887 万円、計 3, 887 万円。補正前の額 1 億 5, 280 万円、補正後の額 1 億 9, 167 万円。

本議案につきましては、一般会計補正予算第 4 回との比較説明を加えながらの説明とさせていただきます。それで、今回の地方債補正につきましては、4 回と同様でございます。これで、説明を終わります。

○西川議長 11 番 西澤議員。

○西澤議員 今日、この議案は初めて出されてまいりました。4 号とも違うわけですが、若干の検討時間が必要かと思っておりますので、休憩の動議を提出します。

(「賛成」の声あり)

○西川議長 賛成者がおりますので、動議は成立しました。

ただいまの休憩動議について、お諮りします。

ここで休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 それでは、9 時 30 分まで休憩します。

(午前 9 時 15 分 休憩)

(午前 9 時 28 分 再開)

○西川議長 休憩前に続きまして、再開いたします。

説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

11 番 西澤議員。

○西澤議員 11 番 西澤です。5 点、お尋ねをしますので、説明をお願いします。

1 つは、南部工業団地を前回から削除したということなんですが、今回だけなのか。北川町長の在任期間中は進める予定だと、その後、町民の説明、議会への説明と、提案説明の中でありました。在任期間中は進めることだと思いますが、再度お尋ねします。

2 つ目は、進めるというなら、計画の工程表、どういう日程、どういう実務の流れを想定して準備をしているのか説明をお願いします。

3 つ目は、町民の暮らし、子育て応援の充実を補正でも打ち出す必要があると思います。もちろん、これは戦略会議で論議をされている途中でありますけれども、現在も深刻な人口減少、これに甲良町が対応するということがとても大切です。そういう意味では補正という範囲ですけれども、計上する必要があると考えていますが、当局の説明をお願いします。

4 つ目には、その中身と関連しまして、福祉灯油、燃料代ですね。これから

冬季に向かう、現在も暖冬と言われていますが、これからさらに厳しい冬がやってきます。適切な範囲で補助の対象を決めて、冬季の燃料代等の補助を行うべきだと考えます。これはプレミアム問題が限定されて4,000冊、全員に行き渡らなかったということもありますし、そして、町民のことを考えずに行政がこの事業を運営した不公平さが大変蔓延して、不満が高まっています。そういう意味でも、それを修正する、そして、おわびということではありませんけども、その補正をすべきだと考えています。

5つ目は、町長の減額条例が可決をしました。なのに、今回、1月から始まる減額の金額の減額補正がされていません。もちろん、限度内の支給だと思えますが、条例の可決をどういうように受けとめているのかという点では、大変疑問が残るところです。ですから、3カ月減給、これが決まりました。私たちは、このことに満足をしておりませんが、けども、決まった減額条例が補正予算に反映されていないという点では疑問が残りますが、どういう説明をいただけるか、この5点です。よろしくお願いします。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まず、南部工業団地を町長の任期中に進めるのかというご質問ですが、企業誘致につきましては、人口減少問題の聞き取りなり、アンケートなり、また推進委員会のご意見なりで進めてほしいというような意見が多数ありましたので、順次進めていきたいと思えます。この前も11月末に報告書が出ましたので、とりあえず抜粋で出させてもらいましたし、先ほど、町長も申しましたように、当然、住民合意が大事やと思っていますので、話はまちづくり協議会なりはしているんですけど、またそういう図面を出していったり、来年度の区長、農業組合長会なりで説明をしていって合意をいただきたいと思っておりますので、進めたいと思えます。

あと、2点目の工程表の関係ですが、先般の報告書の分厚い中に工程書案というのが出ていまして、それをまず内部で検証して進めていこうかなとは思っていますので、そのたたき台になる工程表は報告書としてあります。

企画の方からは以上です。

○西川議長 あとはどなたが答えますか。

住民課長。

○山田住民課長 議員がおっしゃる意味はよくわかるんですけども、現在、戦略会議で進めている段階でございますので、その内容に先駆けて補正で進めるという準備はいたしていないというのが実態でございます。ただ、議員がおっしゃるような内容であるということで、町としては子育て支援について抜本的に進めていくというようなことは必要であるという認識は持たせていただいているところでございます。

以上でございます。

○西川議長 福祉灯油の関係。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 福祉灯油の補助につきましては、現在のところ、まだ考えてはおりません。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 議員のおっしゃることですけれど、町長の減額条例に関連する減額予算がないじゃないかというご質問やと思いますけれど、その条例を軽視しているわけではございません。そのことは理解をお願いしたいと思います。減額ということなので、条例に沿っての実行しかできないという判断で、そういうふうにさせていただきました。おっしゃるように、補正予算に反映する方が住民の皆さんにもきちっと示していけるということはよくわかるんですけど、今回、減額ということと、条例において執行できないということをご理解していただけたらということで、そのようにさせていただいたということで、決してそのことを軽く考えているということではありませんので、よろしくお願いたしたいと思います。

以上です。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 先ほど、5点にわたる質問をさせていただきましたが、本当に町民のことを考えながら補正も組む、確かに補正というのは年度途中のさまざまな変化に対応するためであります。しかし、当初予算に不十分なものが出てくれば、補正予算で反映するというのが実際の行政上の実務だと思えますし、町長の姿勢だというように思います。

そして何よりも、私がびっくりしましたのが、改めて北川町長の2期目の時に発行されたマニフェスト、これを持ってまいりました。その中には、子育て応援、育児に必要な紙おむつとミルクを購入する経費の一部を助成、1歳まで月額2,000円を支給します、これ公約なんですね。ですから、私がさっき言いました、住民課の課長の答弁がありましたけども、町長が率先してプレミアム問題で信頼回復をするというなら、絶好のチャンスですから、補正予算にこういう、町長がもともと2年前に掲げた公約、これを実行するということが必要だと思えますし、そういうように手配をする、このことを全く考えていない。

つまり、私の5つの質問は、南部工業団地は担当課だと思いますが、その後は町長の姿勢を示して答えていただけるというように思っていたのですが、そうではありませんでした。そして、報酬の減額条例、これは確かに減額ですから、予算の範囲内、そして、条例を超える支出はできないのはわかります。けれども、条例の中に反映をして町民にちゃんと示す、減額を自分に厳しくしたつもりだという答弁をされましたよね。そういう点では、すぐさま開かれる最終日に減額の予算を反映して当然だというように思います。

そういう点では、町民に思いを寄せない姿勢が、この補正予算の中にもあらわれています。南部工業団地を抜いただけでは私は足りないというように思っています。そして、町長そのものの姿勢が、減額条例が可決をしているにもかかわらず、1月から始まります。ですから、今、12月の議会で減額の予算を出してこななければ、間に合わないわけです、そういう点では。けれども、条例の範囲でしか執行できないという縛りはありますが、町民に向けての町長の姿勢を今こそ示すべきではないんですか。そういう点では、そういう姿勢が全く見られないというので、私は反対討論とさせていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 その補正予算の中に計上されている、ふるさと納税に関する問題は町民に行き渡る問題でありますので、何らかの形で対応して、2月に臨時議会が開かれます、また、専決補正ということもありますので、そういう対応を求めて反対討論とします。

○西川議長 ほかにありませんか。

3番 野瀬議員。

○野瀬議員 3番 野瀬でございます。前回の説明で、この補正予算の中で、南部工業団地、この1点で反対の意思を示したんですけども、今日の説明でやっぱりわかったのは、ビジョンがないと、甲良町としてこの南部工業団地をどうしていくかという、そもそもの筋道がなくて、みんなの意見を聞いて、それじゃこうしましょうというところでは進め方がおかしいと思います。その辺を猛省していただきたいのと、この緊急の減額条例が可決したにもかかわらず、補正にのっていないと、いかにもおかしい。その辺のところをもって反対したいと思います。

ただ、先ほど説明がありましたけども、ふるさと納税、これに関しては全国からかなり沢山のふるさと納税が来ていると聞いております。その辺でお米なり、お肉なり、仕入れをされていると思いますので、ここは確実にフォローしていただくということをお願いして反対といたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、議案第62号は否決されました。

町長。

○北川町長 再議。

○西川議長 ただいま議案第62号 平成27年度甲良町一般会計補正予算(第5号)について、再議書が提出されました。

ここで、しばらく休憩します。

(午前 9時43分 休憩)

(午前 9時50分 再開)

○西川議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第62号 平成27年度甲良町一般会計補正予算(第5号)に対する再議の件を議題といたします。

先に否決した議案第62号は、町長から地方自治法第177条第1項の規定により再議に付されました。

町長から再議に付した理由の説明を求めます。

町長。

○北川町長 甲良町議会議長 西川誠一様。

甲良町長 北川豊昭。

再議書。

平成27年12月定例会中、平成27年12月21日の会議において否決された議案第62号 平成27年度甲良町一般会計補正予算(第5号)については、下記理由のとおり異議があるため、地方自治法第177条第1項の規定により、再議せられんことを請求します。

理由。

議案第62号 平成27年度甲良町一般会計補正予算(第5号)の否決は、地方自治法第177条第1項第1号に規定する、「法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費」の削減にあたり、今回の補正予算については更生医療費給付費などの経費が含まれており、住民の健康福祉ならびに行政執行を進める上において適切でないと判断し、再議に付すものである。

特に、義務に属する経費の内容等を一覧で書かせていただいております。いわゆる義務的経費であります。これは、総務管理費の場合は義務的経費に係る経費は人件費の関係でありますし、そして、民生費の社会福祉費1,219万1,000円のうち、1,177万9,000円は扶助費でありまして、特に心臓病等の手術等の医療費の負担分等になったり、あるいは障害者のいろいろな方に対する経費であります。それと、保健衛生費は216万1,000円、これは給料の人件費に当たるものであります。

それ以外に、今回、先ほど出ております、ふるさと納税、これが実は12月1日から15日までの半月間で約2,000万のふるさと納税が全国から寄せられました。それに対しまして、トータル的にはこの5月からスタートをいたしまして、6,000万ぐらいのふるさと納税を全国から甲良町にいただいております。その中で、12月分のふるさと納税も非常に増えておりますので、それに対してお礼の品をお返ししなければならないというようなことにもなります。その費用もこの中に含まれておりますので、全国から甲良町にご寄付いただいたその分のお礼のお返しの費用の分も皆、含まれるというようなことでもありますので、ご理解をいただいて、ご承認いただけるようによろしくお願い申し上げます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 今、町長の説明を聞かせてもらいました。再議書のところにある「普通公共団体の義務に属する経費の削減に当たり」というようにわざわざ削減をする議員の権限を私たちは行使をしていません。町長は、さらに大きな権限を持っておられます。つまり、緊急な場合は議会の承認を後に求めるという専決処分です。つまり、今言われた支払い期限の迫っているもの、緊急を要する支払い等については専決処分に対応ができる問題であります。

こういう大事なところで大事な予算だというのであれば、先ほど私が申しました、冬季の町民に対する支援、それから、町長そのものの減額の条例が可決しましたので、その反映をして、その姿勢を示してこの大事な予算を守るというように議会に示してほしかったと思いますが、その2点、減額に当たるというように、これはされていますが、私たちは減額補正の修正動議を出したわけではありません。町長はさらに、その上の権限を持っておられて、専決処分の対応ができる権限を持っておられます。そういう点であるならば、町民合意や議会の同意を得られやすいように、つまり、町長のそういう今まで出てきた問題を整理する。そして、そのことを反映する減額条例が可決したわけですから、こういう問題を反映してやれば、十分対応できる問題だと思いますが、見解を求めます。

○西川議長 町長。

○北川町長 議員がおっしゃる中で、緊急を要するという部分については専決ができる、そういう部分がございます。しかし、これは年4回の定例会が、例えば12月であれば、本日、定例会、本会議がございます。これに間に合う場合は議案書として出すということで、例えばふるさと納税のお返し分についても、このように予算を上げさせていただいて、定例会にかけて議案を通していただいで執行するというのが建前であって、これから後、例えば1月に入って3月の定例会まで間に合わないというようなときは専決処分をするというようなケースもございますが、そういうことでない限り、議会で間に合う場合は議会に出してから予算を執行するというのが原則かなと思っておりますので、今回もそういう形をとらせていただいたということでありませう。

それと、私の減額については、先ほど総務課長が言いましたように、条例に基づいて執行するということになるので、今回は減額の補正をさせていただかなかったという部分は、もう少しそういう部分もしっかり配慮をしといた方がよかったのかなという部分での反省はしております。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第62号に対する再議の件を採決いたします。

この場合、地方自治法第177条第1項の規定により、出席議員の過半数議決であり、もう一度、原案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、議案第62号は否決されました。

次に、日程第3 甲良町プレミアム付商品券交付事業調査特別委員会調査報告を議題といたします。

報告書が提出されておりますので、プレミアム付商品券交付事業調査特別委員会の調査報告を求めます。

西澤委員長。

○西澤甲良町プレミアム付商品券交付事業調査特別委員会委員長 それでは、甲良町プレミアム付商品券交付事業調査特別委員会調査報告書を報告させていた

だきます。

その前に、皆さんのお手元に1枚もので補正書があります。その①は、注意事項です。報告書の記載にあたっての注意事項です。「以下、役職は全て委員会設置の時期のものとする」、これが抜けておりますので加えてください。

2つ目は、9ページを開いてください。

8の「なぜ、ズサンな事業運営だったのか。主たる原因は何か」の7行目と8行目の間に、次の文章を挿入いたします。「販売記録を作成しなかった結果、商品券が一体、何人の町民」云々と書いています。報告の中で読み上げるようにいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、報告書を読み上げます。

甲良町議会議長 西川誠一様。

甲良町プレミアム付商品券交付事業調査特別委員会委員長 西澤伸明。

甲良町プレミアム付商品券交付事業調査特別委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記、以下は経過をたどっていますので、1番、調査事件、項目を報告しておきます。あとは、省略します。特別委員会の設置が書かれています。

そして、2ページに移りまして、調査の基本方針、これを10月6日に決定させていただきました。

4、協議経過は10回、このように開いてまいりました。

5、行政からの提出資料、回答書を含んで一覧表といたしました。11項目あります。

次の3ページに移りまして、6、質問事項とその回答を一覧で載せさせていただいております。第3回。そして、5ページに飛びまして、第4回。そして、第5回。

そして、6ページに移りまして、第6回での回答。その6番目の回答の中で、7ページに移りまして、回答が北川町長からも直接回答されています。6点、報告があります。今回、大きな焦点となりました、職員に依頼をして5冊買って来たことが回答として載せられていますので、改めて確認をしてください。

そして、(5)の平成27年12月17日付の質問状に対する産業課長からの回答、これは特別委員会の10回目が終わってから整理をする上で、また、報告書を作成する上で事実確認のために産業課長に質問状を1つ、2つ、3つ、4つさせていただきました。

そして、8ページに移ってください。

②の当事業実施における町長決済は書面で交わしましたか、改めて確認をしたところ、答え、甲良町プレミアム付商品券取扱要綱および甲良町プレミアム

付商品券取扱加盟店募集要項については、町長決裁をいただいで事業を進めました。その後、事業を進めるにあたり、打ち合わせ会議等については、口頭での説明を行い、指示を仰いだもので、書面での起案はできておりません。

7番目。以下は、当委員会で明らかになった事実関係を書き、そして、委員の皆さんからの判断などをまとめさせていただいております。

行政事務のデタラメさが浮き彫りに・・・判明したこと。

(1) 商品券の「お1人様2冊まで」は守られず。

①もともと当委員会設置のきっかけとなった町民から各議員に寄せられた情報は、「お1人様2冊まで」ではなく、役場が大幅に限度を超えて販売している、町長、議長ら町の幹部が大量買いしているようだというものである。当局の回答にあるように、担当した幹部職員間で「お1人様2冊まで」と「1人1回2冊」との認識が混在し、誰にでも何冊でもと際限なく拡大された販売実態が明らかになった。

②「お1人様2冊まで」を解除した決定もなし、「1回2冊」の決定もなし、あげくには「誰でも、何冊でも」の販売が実行され、その正式決定もない。課長も担当職員もまちまち、ばらばらの認識だった。そして、町長も「チラシはよく見ていない」と述べ、なのに「1人2冊まで」も「1回2冊」も同じ意味だとのでたらめな認識を示している。ただ、彦根方式で実施するというだけで、担当職員の認識を一致させるべき販売方法の明確な基準がないまま発売開始した。これが商品券販売の実態だったことを当局として認めた。

③「誰にでも、何冊でも」と記した当事業に関する経過書類を会計室長が提出した。12月14日。産業課長は、「そのような指示はしていない」と発言した。本報告書の立場は、どちらが正しかったかの判定する立場を選択しない。むしろ、ここまですんなり職員間の認識で販売していたことの証明として受けとめるべきだと考える。それは、会計室長は当事業の応援との立場ながら、事業全体が正常に運営されるべく一端の責任を負うものとして、その指示があったからといって、「誰にでも、何冊でも」を実行すべき指示として無批判に受けとめたことを反省すべきである。

④もちろん、産業課長が担当責任者として「1人2冊まで」が守られていない販売方法の修復を速やかに措置することを怠ったことに主たる原因があることは言うまでもない。産業課長の関知できない範囲で、「並んでいない場合は」などと勝手な口実をつけながら、「誰にでも、何冊でも」売った実態があり、担当職員は「1回に何冊でも」販売したことを否定するものの、20冊、30冊などの大量販売ができる環境にあったことを認めている。

9ページ。行政内部決定と異なるチラシを放置。

町民に全戸配布されたチラシの「お1人様2冊まで」を基準にした事業運営

は、最後まで顧みられず、地域生活支援、地域住民のための施策であるとの認識は完全に抜け落ちていた。その結果、刷り上がってきたチラシには「1回」が抜けているにもかかわらず、「チラシのとおり販売するなら、購入記録などが必要」などと一部職員から指摘されたものの、何らか善処する対応は一切なかった。

(3) 「誰にでも、何冊でもどんどん売っていた」。

並んでいない状態であれば、回数関係なく何冊でも販売していたという実態が明るみになった。20冊、30冊販売のケースは数人では済まないことも調査の中で浮き彫りになった。「並んでいない状態であれば」との口実も行政内の勝手な判断に過ぎない。

(4) 町職員が内部購入。

本来自粛すべき公務員が第3会議室の窓口でも、会計室の窓口でも購入している実態があり、会計室内で商品券を買い求める事例が報告されている。これは、当初から町民の間では大量販売疑惑が表面化した際に、職員の大量購入が町職員への不信感と相まって指摘されていたが、その疑惑を裏づけるものとなった。

8、なぜ、ズサンな事業運営だったのか。主たる原因は何か。

担当課には当事業の事務運営を定める実施要綱がなく、商品券取扱要綱のみで、その商品券取扱要綱には、商品券の販売方法についての定めが一切記載されていない。実施要綱未作成のまま実施したずさんな行政事務がこのような混乱の中心的な原因である。また、豊郷町、愛荘町、多賀町が実施したように、販売記録あるいは世帯販売照合表などを作成しなかったことがずさんな販売につながった。さらに、当事業の町長決済が書面で交わされていなかったことも混乱を招く致命的な欠陥となった。

この間に挿入を入れます。補正書を見てください。

販売記録を作成しなかった結果、商品券が一体、何人の町民、何世帯に行き渡ったのかさえ掌握できず、経済効果や地域生活支援にどれほどの効果をもたらしたのか、的確な評価ができない。つまり、事業対象者、対象世帯の数量そのもの、事業対象となった町民の効果さえ検証できないほどである。これは、行政として重大な欠陥である。

報告書に戻ります。9ページ。

このように、課長だけの責任で済ませることはできない。町職員、とりわけ幹部職員が一致した方針、認識で行政運営に当たるためには、町長の責任は重大である。町長の政治的、指導的役割をおろそかにしている基本姿勢が今回の事案に象徴的に噴き出したものと解することができる。

9、町長の疑惑と責任および行政幹部の責任。

(1) 町長について。

① 60万円購入の疑惑は晴れたか。寄せられた情報の中に、不公平な販売とともに、町長、議長らが大量に買ったようだという重大な内容が含まれていたことである。町長があるところで、みずからプレミアム商品券を60万円購入し、〇〇を買ったと話したとされたことが伝わってきたもの。9月定例会で北川町長に疑惑を持たれていると一般質問の中で指摘された。そして、当特別委員会が再三質問しても、「そのような実態はない」などと逃げ、虚偽の答弁を繰り返してきた。あげくの果てに、「職員に依頼し5冊購入」と回答した。しかし、数カ所で町長みずから話したとされる情報を切り捨てることができないほどリアルな内容である。その上、依頼された職員が「受け取った現金が5万円か、町長に渡した冊数が5冊だった」と断言できないこと、販売担当した職員も「わからない、覚えていない」ことが判明し、ますます疑惑が深まった感が強い。

問題が表面化したときから、町長みずからの関与を進んで語ることを一貫して避けてきたことも強い批判があり、全国報道を通じて情けない姿をさらけ出し、甲良町のイメージを地に落としてしまった。

② 計画、立案、実施にあたって、町長はどのような立場で臨んだか。

北川町長は、繰り返し「ずるずると売っているわけにはいかない」「早く売り切りたかった」「残り3日間で完売したかった」と表現を変えながらも、発売開始から早期完売の意向であったことを表明している。また、「彦根のような店舗が多くてすぐに完売した様子と違って、甲良町の場合は、すぐに売り切れないかもしれない」「早期完売のため友人に依頼した」とも回答している。一方、販売の一翼を担当した会計室長は、「人が並んでいない場合」と勝手な条件をつけながら、「2冊の上限を超え、何冊でも販売した」と回答。産業課の中で実質的な事務を担当した職員Aが単独で「2冊の上限を超え、何冊でも販売できた」とは考えにくい。産業課長の指示を仰ぐか、それを越えて町長の指示を直接受けていた可能性が強いと考えられる。なぜなら、産業課長は問題が表面化したときから、「チラシのとおり1人2冊まで」を繰り返し、会計室長が「1人1回2冊まで」が決定だと回答しても、げげんな表情をしながら「1人2冊まで」だったと回答している。「売れ残っては困るので、早く完売したい」「町民の生活支援に考えが及ばなかった」などという町長の認識が大きな要因となり、「誰にでも、何冊でも」というルール破りの指示、あるいは会話として、あるいは対応として、それが容認された疑いが大変強い。このことについて、町長は特段否定も肯定もしなかった。

(2) 町長の政治的、指導監督責任が判明。

町長は、「職員間の意思、認識が一致していなかった」と、さもみずからの

責任ではなく、職員がしっかりしなかったのだと言わんばかりの回答をしているが、とんでもない責任逃れに過ぎない。ここには、指導、監督の立場にありながら、その任を怠った責任を省みることが欠けている。特別委員会の調査が及んだ範囲でも明らかである。

①2月3日、課長会議、2月16日、臨時課長会議、このときに担当課が産業課と決まりました。5月連休明けの会議、7月1日、戦略会議。いずれも当事業をテーマとして協議しているが、「当事業をできるだけ多くの町民の支援に寄与する」との視点は全く指示していない。

②決定的だったと考えられることは、町民に配られたチラシが刷り上がった時点で、行政内の「1回2冊」を変更するなり、「チラシを唯一の基準に置く」という指示を怠ったことである。

③町長みずからは、上記のように計画、実施にあたって、町長の責務を果たさなかったにもかかわらず、商品券の購入には異常な執着を示している。発売初日に家族5人が並んで購入することを指示し、売れ残る不安の思いがあったことと矛盾している。

### (3) 担当課長らの責任。

この報告書では、課長一人一人の言動を検証することは必要ないと考える。すなわち、当事業の直接担当した課長の行政事務責任は重大であることは当然であるが、町民に配付したチラシの「お1人様2冊まで」を唯一のルールとして町民への約束を守るとの努力を怠ったことは反省し、教訓とすべきである。さらに、甲良町の所得水準に鑑み、1万円を支払うことさえ困難な町民に思いを寄せ、5,000円券、3,000円券など低所得の町民にもできるだけ購入しやすい事業にする努力が必要だったと言える。このことは当然、町長のリーダーシップによるところが大きいものである。

### 10、議会の反省。

#### (1) 当事業における議会の関与および反省、教訓。

今回の問題は、町政のあり方とともに、議会と議員のあり方が改めて問われる事案だった。

①当事業は、本年3月定例会で平成26年度一般会計補正予算の中に計上された。事業の総額が示されただけで、具体的な実施内容は計画にも上がっていないとのことだった。続く6月定例会でも計画状況は途中経過さえ一切公開されなかった。6月定例会の会期中は、取り扱い加盟店を募集している期間であったこと、チラシの町内全戸配布を行った7月1日までの準備期間は、6月定例会が終了した後であることも当委員会の調査で明らかになったことである。

②町長が当事業のあり方を巡って、議会側と協議する場を設定しなかった。議会としては、進捗状況などの報告を求め、議論の場を設ける努力が必要だっ

た。

③購入制限対象を設定するよう提起すべきだった。医療や福祉施策などの補助とは異なり、直接税金を投入する当事業の場合、公平、公正を確保するためにも、職員、議員の購入制限を合理的な範囲で設定すべきであった。

#### (2) 議長の疑惑と認識および責任。

行政の不正や不適切を町民の立場に立って監視する役割を担っている議員、しかも議長と一緒に大量購入に加わっては、議長としてはもちろん、議員としてもあるまじき行為と言わねばならない。議長の立場で、当事業が1万円で3,000円の税金が付加されることは十分承知の事実であり、議員報酬プラス議長報酬を受け取る身分を全く自覚していないのかと疑われてもやむを得ない行為である。

さらには、9月5日の議会の一般質問で疑惑が表面化してから、真相解明のための当委員会が設置されてからも、議長みずから真相を語ることに背を向けてきた責任は重大。しかも、11月1日の町制60周年記念式典での挨拶では、「プレミアム商品券問題で揺れている」などと、みずからはかかわっていないかのような表現で反省の姿勢を伺うことができなかつたことは、まことに残念である。さらに、委員長に真相を語るべきと進言され、「12月議会が済んだら報告する」と言い、当委員会では「回答は差し控える」「黙秘します」「2冊を超え、5、6回に分けて」などと散々言い訳した後に「30冊」と回答した。「まだ売れ残っていると聞き、ATMで現金をおろして、追加20冊を購入した」と発言した。当委員会で、それが真実なら通帳の写しを提出すべきと指摘されたが、個人情報理由を拒んだ。議長はそれ以上ないと述べるが、これらの経過から見ても、30冊をそのまま信用するには困難がある。

そして、町民の代表たる議員として、チラシとは異なる販売方法を批判し、不公平をやめさせねばならない立場にある議会人としての政治責任は重大であり、厳しい批判を免れることはできない。

#### (3) 副議長について。

当初、9月議会で議員控室において、3人の議員が同室しているときに、「プレミアム券で燃料代の支払いに充てられる」などの話をして、大量購入の疑いが指摘された。丸山恵二副議長は、「冗談だ。プレミアム券はいいことなので、他の議員にも協力してもらえればとの思いで宣伝をしたつもりだ」などと回答した。しかし、話したことは否定せず、また「私が大量に購入したことはない」と再三否定し、「加盟店に調べてもらえばわかることだ」とも述べた。町長、行政の問題点を解明する発言が1回もされなかつたことと合わせると、疑問点は残ったままである。

#### 11、町長および行政に求める事項。

当事業の調査、検証を公平、公正な町制運営の教訓とするため、次の事項を実施することを強く求める。

(1) 町民に配付されたチラシの扱いが極めて軽く考えられていた原因と経緯を検証すること。

(2) 当事業の全体計画を規定する実施要綱が作成されなかった事態を見過ごしたことの原因と経緯を検証すること。

(3) 上記の2のうち、販売方法が全く欠けていたことは、計画作成、検討される過程で全く触れられなかったのか疑問が残るところである。町長も交えた協議でも、販売方法をどのように行うか議題とならなかったのか明らかにすること。また、「1人1回2冊と決まった」とされた事項も、なぜ取り扱い要綱に記載されなかったのか明らかにすること。

(4) 北川町長がみずから明かした「5冊購入」は信頼できず、「50冊」であるとの疑いは晴れない。よって、①なぜ職員に依頼したのか。②みずから語っている「1回2冊」の決まりも破っていることを認めるか。③「プレミアム券を60万円購入、〇〇を買った」ことの真相はどうなのか。3点を明らかにすること。

(5) 町長みずから決めたルールを破っておいて、公正な検証ができる保証は困難だと考えるが、政治的、道義的責任をどう考えているか明らかにすること。

(6) 町長報酬50%減額を3カ月分との条例提出にあたって、減額は自分なりに厳しくしたと責任を認めるかのような態度を示したが、町長のどのような認識、どのような言動が町行政最高責任者としての信頼を失墜したのか自覚されているのか明らかにすること。

(7) 信頼回復というなら、町長の説明責任を果たすこと。速やかに公開の場で今回の問題の全容を説明し、行政と町民の中に混乱をもたらし、全国に甲良町の名を傷つけた責任を明確にしなければならない。

12、その他。

当委員会で意見が出され、確認したことから、会計検査院への検査要請を当委員会委員長名で行うことを報告したいと思います。

13、報告の最後に。

以上、当事業の検証を進めてきたが、本町での当事業が当初計画から住民の生活支援から外れたずさんな運営がなされていた実態が明らかになった。町長が率先して15冊購入、そのものが7,500人町民の代表であり、行政の最高責任者としての自覚が欠けているあらわれであり、繰り返し言い訳している「軽率な行為」で済まされるものではない。

町民に大変な混乱を持ちこんだ重大なる責任を町長は自覚すべきであって、

「あったとしたら」（11月24日回答）などというのはずさん、でたらめな事業運営の実態を受けとめておらず、真摯に反省していないあらわれであり、町長の資質と見識が根本から問われるものである。同時に、全く配慮に欠けた商品券販売が、町民の中に「購入できた者と購入できなかった者」「2冊を守った者と何冊も購入できた者」という大小の分断と対立を持ち込んでしまっていることを十分認識すべきである。そうであればこそ、町長の政治的、道義的責任を進んで反省し、この混乱の原因は町長にあること、行政の内部事務にあることを明らかにすることである。改めて、町民、職員に混乱と不公平をもたらしたとの根本的な自己点検、自己反省を求めるものである。

以上が、報告書です。

この報告が終わりますと、当委員会の任務は終わり、私、委員長としての任務も終わります。プレミアム付商品券交付事業調査特別委員会の任務を終えるにあたって、簡素的に6点述べさせていただきます。

1つは、ずさんな販売方法によって、町民の間でさまざまないさかい、分断、対立、疑心暗鬼を生じさせていることに心が痛みました。北川町長は、深刻な事態になっているという認識はかけらもありませんでした。

限度を超えて購入された一般町民には一切責任がないこと、また、追及するつもりも毛頭ないことを改めてこの場でも申し上げたいと思います。

3つ目は、職員の皆さんには調査、聞き取りを行う事態、大変な負担をおかけし、忍びない気持ちでいっぱいです。そして、全体の奉仕者としての町職員のあり方を見直し、考える機会にさせていただければうれしく思います。

4つ目は、議員有志の積極的な発言、情報収集などご努力いただいたことに感謝を申し上げます。

5つ目は、町民の反応は2面に分けられます。1つは、町長、議長は欲どし過ぎる、町民に公平に買ってもらうのが当たり前や、徹底してやってくれ、こんな不公平、正してほしい。もう一つは、足の引っ張り合いばかりやっている場合ではない、いい加減にしておけ、テレビに映って自慢したいのかなどのお叱りです。このような方は、町長、議長の行為を一言も批判されません。前者の方は終わりの方で、必ずこのようにお話をされます。「年寄りやみんなが住みやすい町にしてくれや」「ささやかでもええから、特別なこと何もせんでええ」と言われます。

6番目に、当委員会の協議、質疑を通じて、数人の議員は町長、議長らの行為が明らかになった後も、その是非にも触れず、委員長への質問のみという場合が多く、ずさんな販売方法や町長、議長の行為を問題視する角度からの発言が一切されなかったことが大変残念に思います。それが悔やみでありますし、同じ議員として行政の問題を正していくという立場を改めて考え直していただ

きたいことを最後に申し上げまして、報告とさせていただきます。

○西川議長 以上で、プレミアム付商品券交付事業調査特別委員会委員長の調査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑はありませんか。

7番 木村議員。

○木村議員 7番 木村です。今の報告書に対しては、本当にこと細やかに報告していただいて大変だったと思っております。

ただ1点、委員会の中で私の記憶によりますと、今ここに上がっておる報告書は町長、正副議長のことは書かれておりましたけど、一部、議員も云々というくだりもあったんですけど、委員会の中で3回だったと思いますが、各議員に何冊買われましたかというようなことを委員長が聞かれておりました。その場面では、私も顔は映っていませんでしたけど、声だけのあれでしたけど、テレビで報道されまして、その番組のコメンテーターが、議員は買うたらあかんやろというようなことを言われていたのがもう耳にこびりついて離れません。ですから、最低でも各議員が町長、正副議長だけでなく、各議員が何冊買ったというようなことを報告があったので、それを載せていただきたかったなという要望でございますが、何か理由があるんでしょうかの質問でございます。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 木村議員の質問に回答させていただきます。

もともと設置目的を見ていただければわかります。そして、調査の基本方針にも述べています。こういう大筋で調査を進めてまいりました。そして、調査をする上で質疑をやる場合、議員の襟を正さずして行政の質問ができない、こういう立場であります。そして、私たちも町民の1人でありまして、チラシを見ています。私で言えば、チラシを見た途端、4,000冊、2冊まで、2,000人が買うことができるんだと。西川議長が言われましたように、1人1冊買った人が混在しますと、かなりの方に行き渡る状況です。こういう点で、議員の一人一人の何冊買ったというのは、その委員会の中でも2冊を超えて、現度を超えて購入した人が、副議長は疑惑のままですが、議長がみずから語った30冊、この問題を解明して報告の中に載せました。ですから、これをわざわざ削ったとかいうことではなくて、調査の基本方針の中で盛り込むべき内容ではないというように判断したものでありまして、審査の過程で加わっていただいた木村議員も十分承知だと思いますので、ご了承いただきたいと思っております。

ついでで申しわけありませんが、先ほどの報告で漏れていましたので、訂正をお願いいたします。

9ページ。一番下から2行目に、「答え」と入っています。これは、行政側が答えてきたものではありませんので、勘違いになりますので、「答え」を削

除してください。

そして、もう一つは、次の10ページです。10ページにも「答え」というのが入っています。これも、行政側から回答があったのではなくて、委員会のまとめの中身ですので、これも削除してください。よろしく申し上げます。

以上です。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第4 発議第7号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第7号 甲良町プレミアム付商品券交付事業調査検証結果決議(案)。

甲良町議会会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成27年12月21日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 同じく山田裕康。

○西川議長 本案については、プレミアム付商品券交付事業調査特別委員会の西澤委員長から提案説明を求めます。

11番 西澤委員長。

○西澤甲良町プレミアム付商品券交付事業調査特別委員会委員長 それでは、読み上げて提案説明とさせていただきます。

甲良町プレミアム付商品券交付事業調査検証結果決議(案)。

プレミアム付商品券交付事業調査特別委員会(以下「当委員会」という)において、調査、検証を進めた結果、次の諸事項が明らかになった。

町内全戸に配布されたプレミアム付商品券交付事業(以下「当事業」という)のお知らせチラシに記載された「お1人様2冊まで」とは異なる販売方法が行われていた。「1人1回2冊」で時間を変えるなりの方法で「お1人様2冊まで」の限度を超える販売を可能にしていた。さらには、「並んでいない場合」と勝手な条件をつけて、「誰にでも、何冊でも」販売した実態が明らかになった。さらには、北川町長が15冊(家族全員が10冊購入を含む)、建部議長が30冊購入したと回答したことで、多くの町民の怒りを受けることとなった。

このようなずさんな行政事務に加えて、町長、議長がルールを破って当事業をゆがめた原因は何か、当委員会は次の結論にたどり着いた。町長みずからが公平、公正な町政運営の配慮に欠ける基本姿勢が、このずさんな行政事務を見

逃し、国の事業である地域住民緊急支援との趣旨さえ理解していなかったことに主な原因がある。

上記の当事業の調査、検証を公平、公正な町政運営の教訓とするため、次の事項を実施することを強く求める。

記。

1、町民に配布されたチラシの扱いが極めて軽く考えられていた原因と経緯を検証すること。

2、当事業の全体計画を規定する実施要綱が作成されなかった事態を見過ごしたことの原因と経緯を検証すること。

3、上記2のうち、販売方法が全く欠けていたことは、計画作成、検討される過程で全く触れられなかったのか疑問が残るところである。町長も交えた協議でも販売方法をどのように行うか議題とならなかつたのか明らかにすること。また、「1人1回2冊と決まった」とされた事項も、なぜ取り扱い要綱に記載されなかつたのか明らかにすること。

4、北川町長がみずから明かした「5冊購入」は信頼できず、「50冊」であるとの疑いは晴れない。よって、①なぜ職員に依頼したのか。②みずから語っている「1回2冊」の決まりも破っていることを認めるか。③「プレミアム券を60万円購入、〇〇を買った」との真相はどうか。3点を明らかにすること。

5、町長みずから決めたルールを破っておいて、公正な検証ができる保証は困難だと考えるが、政治的、道義的責任をどう考えているか明らかにすること。

6、町長報酬50%減額を3カ月分と条例提出にあたって、「減額は自分なりに厳しくした」と責任を認めるかのような態度を示したが、町長のどのような認識、どのような言動が町行政最高責任者としての信頼を失墜したのか自覚されているのか明らかにすること。

7、信頼回復というなら、町長の説明責任を果たすこと。速やかに公開の場で今回の問題の全容を説明し、行政と町民の中に混乱をもたらし、全国に甲良町の名を傷つけた責任を明確にしなければならない。

以上を検証し、来年1月末までに結果を公表すること。

上記決議する。

平成27年12月21日。

甲良町議会。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

7番 木村議員。

○木村議員 7番 木村です。この決議案を読んでいただいて、聞いていたんで

すけど、確か行政サイドで検証委員会か何かを立ち上げるというようなことを言っておられたと思うんですが、それとの関連はどうであるかということを知りたい。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 もちろん、今、木村議員が言われたことを当然だというように思います。行政内部で検証委員会が立ち上がった回答がありました。それをさらに検証委員会の中で、この7点についてきちんと説明をすべきと。つまり、町長がみずからそういうルールを破っておいて、職員に厳しい検証ができることは非常に困難だということには私は考えています。ですから、検証委員会の自主的な行政内部の検討、そういう点は十分に進めてもらうという立場ですし、関連を私どもはああだこうだというように言うつもりはありません。議会として検証委員会の中で、この7つの項目をきちっと反映して論議すべき、検証すべきだという立場で提出をしております。

以上です。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

1番 山田議員。

○山田議員 この決議に対しましての賛成討論をいたします。

ここで書かれておりますプレミアム券に関しまして調査したところ、聞き取り調査などにおいても、籍口令が出ているようなことで、もっと総務課の職員でも5冊、50冊、100冊ともわからない。ましてや、お金が5万円か50万か100万かもわからない。受け取った人も数えましてという答えは返ってくるんですけど、金額がわからないなど、不十分な点が多々ありました。これに対しましては、もう絶対に説明はしなければいけないということで、この7点の中に掲げておりますことは、絶対にやってほしいと思ひまして、この決議案に対しては賛成といたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

6番 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 6番 丸山光雄です。ただいまの調査、検証結果決議案の賛成の討論を行います。

委員長報告にあったように、プレミアム商品券のずさんな販売方法が特別委員会の調査でわかって、改めて町長としての責務を怠っているのではないかとつくづく感じています。それどころか、町民のことはそっちのけで、率先してプレミアム商品券を購入する行動はもはやあきれるばかりです。あるテレビ番

組で大学教授のコメントで、せこいの一言に尽きると解説していました。これが町長かと全国の笑いものになってしまいました。もともとプレミアム商品券の発行が4,000冊で1冊ずつにしても、全町民には行き渡りません。また、1万円とか2万円をさっと払える町民は買うことができる。月1万円とか月3万円とか4万円の年金暮らしの町民には買うことができないのです。そのような町民の暮らしぶりを町長が考えていてくれたら、こんなでたらめな販売方法にはならなかったと思います。

日本共産党はこのプレミアム商品券の事業は消費税8%への引き上げの痛みをごまかすため、地方にばらまいたものと言ってきました。国で一時的に4,000億円を超える税金を使って、こんなごまかしをするぐらいだったら、消費税を5%に戻す方がよっぽど景気も回復し、庶民の生活も楽になると訴えてきました。このように、国の事業が不十分な中でも少しでも町民の利益になるように福祉の向上を第一に考えるのが町政の仕事だと思っています。

そこで、私たちに寄せられた投書を紹介いたします。「テレビの放送は見えていませんが、町長のせこい資質に問題があるのでしょうか。ただ、行政にかかわる人は公正でなければならないでしょうが、その不正を暴くチェック機能、情報公開など、いつも見られているというような仕組みが必要です。公平性に欠け、不要な手間のかかるプレミアム商品券そのものも問題なので、町長の非を責めるだけではなく、これをきっかけに町政の中にある問題点や不正が横行する仕組みを正すべきだと思います」という内容です。

決議案の7項目は、今後、不正や利権のない町行政につくりかえるためにも、とても大切な内容だと思います。これに書かれた検証を行うには、町長が3カ月の減給というお茶を濁す程度では、町民も町職員も町長を信頼しないと思います。本当にこれから信頼回復に努力するというのなら、潔く辞職し、再度立候補して、町民に本当の信を問うというのが一番の筋というものだと思います。これ以上の町民への信頼回復はないものと私たちは考えます。

以上、調査検証結果決議案の賛成にあたって、私たちの考えを述べさせていただきました。

○西川議長 ほかにありませんか。

3番 野瀬議員。

○野瀬議員 3番 野瀬でございます。賛成討論をしたいと思います。

先ほどの甲良町プレミアム付商品券交付の特別委員会の調査報告書、これが説明されましたけども、ここである程度わかってきたんですけども、全てがわかったわけではございません。グレーな部分も確かにございます。このグレーな部分を今回の決議案で明確にすることによって、甲良町の姿勢が正されるものだと思います。そういう意味で賛成したいと思います。

以上です。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、発議第7号は可決されました。

ただいまの委員長報告ならびに決議案の可決をもちまして、プレミアム付商品券交付事業調査特別委員会の調査を終了いたします。

ここで10分間休憩したいと思います。

(午前10時54分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○西川議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、日程第5 発議第8号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第8号 甲良町長の不信任決議(案)。

甲良町議会会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成27年12月21日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 野瀬欣廣。

賛成者 同じく金澤博、同じく濱野圭市、同じく山田裕康。

○西川議長 本発議については、野瀬議員から提出されていますので、野瀬議員、提案説明を求めます。

3番 野瀬議員。

○野瀬議員 それでは、説明させていただきます。

甲良町長の不信任決議(案)。

本議会は、甲良町長北川豊昭君を以下の3点の理由により信任できない。

1、プレミアム付商品券問題。

事の発端は、道の駅で北川町長みずからが、プレミアム付商品券を60万円購入し、マッサージチェアを購入したと発言したとされることに端を発している。

9月議会において、西川議員と私、野瀬が一般質問をしたが、真相が明らかにされなかった。その原因と責任の解明を求めるため、プレミアム付商品券交

付事業調査特別委員会が発足した。この特別委員会において、ずさんな販売方法やみずからが決めたルールを無視してプレミアム付商品券を大量購入したことがわかった。

本来、町行政は公平、公正であるべきであり、国の地域住民生活等緊急支援事業交付金によって発行した4,000冊を一部の人に偏ることなく、町民に広く行き渡るようにするのが基本であったはずである。しかし、北川町長はこの事業の責任者であるにもかかわらず、1人2冊とか1人1回2冊とか詭弁とも思える弁解で町行政を混乱させ、また本来、執行権者としては控えるべき購入を、売れ残っては困るとの不可解な理由をもって率先して購入、また、町職員を利用してルールを無視した1回に5冊の購入を行い、さらに知り合いに購入を持ちかけるなど町長としてあってはならない行為をしたことが明らかになった。

## 2、ふるさと納税お返し品の問題。

昨年のふるさと納税のお返し品として甲良米を集める際も、町内の農業関係者に広くアナウンスすべきものを、前もって知り合いに声をかけ、米集荷の説明会は形だけ実施したと確認できている。米価低迷の中、甲良町は高価格で買い取りをし、米の出荷者は通常出荷に比べ多額の利益を得たことも判明している。明らかに公平、公正を欠いた行政運営である。

## 3、議会軽視の問題。

本来、行政と議会は両輪であり、共に議論を交わしながらよりよい町運営を行っていくものである。ただ、最近の北川町長の行政運営は、南部工業団地の件、道の駅の隣の観光協会事務所とピザ屋の建屋の件、防災センターの件など、説明がないまま進めようとしている。説明は議員からの指摘があってからというお粗末なものである。これらは、議会軽視も甚だしいことである。

本来、公平、公正であるべき町政運営を不公正、また私的に運用した責任は重大であり、甲良町の評判を著しく傷つけた。これらにより、甲良町行政のトップとしてふさわしくないため、北川豊昭町長は速やかに辞職すべきである。一貫して、「信頼回復のため」と居直りを続けており、もはや町長として信任することはできない。

以上、決議する。

平成27年12月21日。

甲良町議会。

以上です。皆さん、よろしく申し上げます。

○西川議長 野瀬議員の提案説明に対して、質疑を許します。

質疑はありませんか。

7番 木村議員。

○木村議員 今の決議案を聞いて、たしか14日の月曜日の本会議だったと思いますが、そのときに町長が給料の半分に減らすという議案が提出されまして、それが賛成多数で通りました。その議案を賛成多数で通ったのに、この不信任案というのはちょっと理にかなっていないかなと思います。だから、51号で反対という表明をされたのなら、この不信任案は出されてもいいと思いますが、賛成をされた上にこの不信任案というのはいかがなものかなと思います。理にかなっていないと思います。

○西川議長 3番 野瀬議員。

○野瀬議員 回答させていただきます。前回の給料減額の件、私も賛成はいたしました。ただし、賛成の討論の中でも話したとおり、迷いながらの賛成です。こんなお茶を濁した減額でいいのかというところでの賛成でありまして、今、世の中の皆さんがどういう気持ちでいるのか、その辺をみんなは理解していただきたいと思います。

ある新聞の投書をちょっと読ませてもらいます。「町長らの身勝手に立腹」、愛知県の76歳の無職の方です。「滋賀県でプレミアム商品券を町民の上限を超えて大量に購入した町長と議長がいるという。この記事を読んで、無関心でいられなくなった。この甲良町は、私が20年間住んでいたところのすぐ近くだったから、友人も沢山いる。人ごとと思えず、腹が立った。私の住んでいる市でもプレミアム商品券の発売があった。早朝から並んでやっと購入した。みんな苦労して、手に入れているのに、町長は職員を通じて1人2冊どころか、5冊を購入したという。ほかに家族5人も計10冊購入していた。議長は、家族の分も含め計30冊も購入していた。町長は任期途中の辞任について、辞めることは逃げることと否定。議長は辞職するが、議員は辞職しないという。購入できなかった町民、沢山いるはずだ。そういった町民に譲る気持ちはなかったのか。自分さえよければという利己主義者は幹部でいる資格はない。町民のためという気持ちはどこへ行ったのか。猛省を促したい」。この方は町民ではないんですけども、町民、そしてその他の地域の気持ちだと思います。先ほどの減額、これも下げていただいて結構。そして、今回の辞職も決議していただきたいと、そういった気持ちで決議案を上げさせていただきました。

以上です。

○西川議長 ほかにありませんか。

7番 木村議員。

○木村議員 今、答弁いただきましたが、迷いながらの賛成であったということをおっしゃいました。でも、賛成は賛成なんですよね。だから、僕が聞きたいのは、賛成をして、なぜまた不信任案かという理にかなっていないと思いますので、その点で質問をしたわけでございます。

○西川議長 3番 野瀬議員。

○野瀬議員 回答いたします。減額もし、かつ町長の辞職を要求する。

以上でございます。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 金澤議員。

○金澤議員 北川町長の不信任案について、賛成討論をします。

清く正しい町政を進めなければならない北川町長みずからが、プレミアム商品券販売事業で明確な取り扱い要綱を作成せず、町民には「お1人様2冊まで」のチラシを全戸配布し周知したにもかかわらず、担当職員に発売初日から「お1人様1回2冊まで」と勝手な解釈を悪用して大量販売させた。町長自身も「お1人様1回2冊」と理解したと認めています。この事実を利用して、あなた自身は60万円でマッサージ機を購入したと発言したことで、今回の事件が発生したのであります。町長は、打ち消しに躍起となっておりますが、職員の聞き取り調査でも疑惑は深まるばかりです。本人と家族で15万円だとしても不正行為には間違いありません。高額報酬を受けている町長みずからが、一般町民や生活困窮者のわずかな喜びやささやかな楽しみの購入の権利を奪ったことに間違いはありません。町の最高責任者、監督、指揮しなければならない北川町長のすることではありません。いまだになぜこんなことぐらいが問題になるのか不思議でならないと思っているように見受けるが、これだけ町民や世間を騒がせ、混乱させたトップの責任、部下の不始末の責任を早くとっていただきたい。

このほかにも議会が盗水疑惑調査報告決議した事件への解明に向けて、北川町長自身の積極的な姿勢が見受けられず、いまだに不正取水の発見に至らず、毎日、水道水が盗まれていることを放置しているが、解決姿勢を示せないなら責任をとるべきである。

最高責任者として、いつまでも町長職にしがみつくものではなく、速やかに辞職されることをお勧めします。これは、日本国の常識ではありませんか。報酬の3カ月分、半額返上で責任をとると提案され、議会としてはとりあえず渋々可決したが、全くずるい考えで指揮官としては全く認められません。部下への指導力もなく、今後の行政運営に支障を来すことは必至であります。北川町長にはもう任せられません。人口減少問題にどう対処するか、真剣に取り組んでいるこの時期に、あなたのような町長に居座られては、人が来てくれるどころか、本当に消滅するおそれがある。我が町甲良町は、県下で一番小さな町です

が、町民の信頼を裏切った責任をとること、甲良町の品位と信用を傷つけた責任と全国に不正がはびこる町、甲良町と悪名を大きく響かせた責任は重大です。町長として取り返しのつかない不祥事を起こした責任をとり、町民に謝罪して、即刻辞職されることを願い、不信任案の賛成討論といたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

1番 山田議員。

○山田議員 1番 山田です。賛成討論いたします。

この不信任案ですけど、町長におかれましては、報道においても甲良町のイメージをダウンさせたことは重大な罪であります。このことの認識が全然ないというのを私は感じております。給料の50%減額ですけど、50%減額したところで、高所得者の中に入っていることは間違いありません。ですから、そういうことに対しましても私は全然、反省の色がないということを感じておりますし、これから甲良町のイメージの回復をするには、辞職しかないと感じておりますので、この不信任決議案に賛成をいたします。

それと、このことに関しましては、議員皆さん、このことに関して賛成なのか、反対なのかきっちりと討論をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○西川議長 ほかにありませんか。

5番 濱野議員。

○濱野議員 5番 濱野でございます。私も先ほど野瀬議員が質問に答える中で、新聞の記事を言われておりました。私も4日ほど前に、ある新聞の記事を目にしましたら、町長らの身勝手に立腹というようなことで、北名古屋市の方が、先ほど野瀬議員が述べられたようなことが書いてございました。本当に町民のためという気持ちはどこへ行ったんだと、利己主義者は幹部でない、痛烈に批判をされております。まさしくそのとおりだと私は思っております。そう思っているのは、私だけでない、ほとんどの町民の方がそのようなことを思っておられるのかなという思いもいたしております。

私は、この特別委員会、いろんな形で聞き取りも立ち合いをさせていただきました。先般、聞き取りをさせていただきましたところ、総務課の職員におきましては、「5万円か50万円かもわからない、封筒に入っていなかったけれども、現金そのままやったけどもわからない」、会計室で販売された職員の方は、「どうでしたか」という質問に対しても、本当に涙ぐんで答えられない。その背景には一体何があるんだろうという、私はすごく疑問をいまだに持っております。

先ほど決議案が議決をされましたが、そこで改めてまた説明をしていただき

たい、そう思っております。本当にまさしく町長は職員や町民の模範的、本当に町のトップなんですね。そのトップみずからがこのような不祥事と申しましようか、ルールに従わず、大量購入をしたということは本当に謝罪しても、おそらく謝罪もし切れないんじゃないかなと私は思っております。みずからがとった行為が滋賀県下はもとより、全国的に本当に甲良町の行政を失墜したことは間違いないところでございます。計り知れない信用がなくなったというように私は思っております。町長におかれましては、それぞれのお考えもあるかと思いますが、しっかりと町民の皆様方に謝罪をし、また、多くの職員に迷惑をかけております。職員の皆様方にもしっかりと謝罪をしていただき、政治家としてしっかりとご判断をしていただきたい、そのことを強く要望いたしまして、賛成討論とさせていただきますと思います。

○西川議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。私も賛成討論をいたします。

大阪の都島区に在住する区民よりというので、特別委員会委員長殿という宛名ではがきが寄せられました。「今回の商品券問題、北川豊昭町長、50%減給、自分を厳しくさせていただいた（あほか）」と書いています。「建部孝夫議会議長、議長職辞任、こんな形で済まないこと、恥を知れ。子どもたち、町民に顔向けできないはず。即刻、退任、退職しないとだめ。大阪の私から見ても、こればかりは許せません。レベルの低さを公言しているようなものです。責任をとれ」、びっくりマークが2つついています。

本当にこの問題は小さな事業の1つです。しかし、そこで示された町長の姿勢が特別委員会の協議、検査を通じて、いよいよ明らかになりました。そして、それを受けて町長がどういう判断をしているのか、減給で50%、3カ月、こういうように言われました。そして、税金で付加されたプレミアム券、懐に入れることになるという質問をしたら、「私のはみ出したのは3冊」、つまり、9,000円だけを利益に受けたと言わんばかりのことです。

そこで、不信任に当たる理由を述べます。

1つは、プレミアム商品券事業の実行者が、そして、その町長の家族が総出で我先にと買いに走って、もうあきれられるばかりです。大津の友人からは、浅ましいにもほどがあるとの感想が寄せられました。ずさんな行政事務が批判の対象となりますが、その行政事務が町民のことを考えなかったのは、町長の怠慢に主な原因があります。私の追及にやっと、住民生活支援に考えが及ばなかったことを認めました。つまり、どの事業を計画、実行するときにも町民のことを考えられないような町長は即刻、不信任に値します。

2つ目に、甲良町の顔、町民の代表としての町長として恥ずかしくてたまり

ません。これは、個人的な思いではなく、お肉を買った自慢話、インタビューに顔を隠して歩く姿、買ったのはたった15冊という、税金の恩恵をさらに受けることだと批判されると、3冊がはみ出しただけ、たった9,000円だと言わんばかりの言い訳で逃げる。町長としての品性を完全にどこかに落としてしまったかのようです。

3つ目は、北川町長は信頼回復のため、任期まで続投すると言います。そして、多数の町民の信任を得たことを理由にしています。とんでもありません。もはや町民の信頼をみずからの行動で裏切ってしまったのです。続投することで信頼が回復するものではありません。ましてや、今回の件ではどこが間違っていたのかも、そして根本的な立て直しのためにも、何が必要かも考えも及ばない町長が、町長の位置に居座ること自体が行政の信頼が回復できない原因となります。

4つ目に、公約違反に当たると考えています。2年前の選挙で北川町長が、1点の曇りもない、こういう見出しで講演会のチラシを発行されています。その続投を掲げていました。ならば、プレミアム問題が表面化したとき、直ちにみずから真相を語ってしかるべきでした。それを隠し続けてきた姿勢は、掲げた公約に違反をします。

5つ目は、振り返れば北川町長の任期の期間で、官製談合疑惑、盗水問題、さまざまに揺れた町政でありました。官製談合問題では、筋を通したと思いきや、告発したことを謝罪して、途中、腰を折ってしまいました。盗水問題で損害請求の筋を通さず、中途半端にした一方で、他の盗水疑惑については何ら積極的な姿勢を示すことがありませんでした。私たちがごく部分的に評価した事柄も、今では完全に抜け落ちてしまっています。

以上のように、7,500人、甲良町民の代表としても、行政を預かる最高責任者としても信任に値しないことを申し上げます。

そして、最後につけ加えますが、このプレミアム問題の報告書に基づいた決議についても、反対の理由を述べない、そして、報告の中にも私は触れました。町長や議長の行動が明らかになった時点でも、それが違反に当たり、また町民に対する背任行為である、こういう問題視もしない議員がおられたことについて大変残念であります。私たちは、来年1月、改選を迎えます。そして、再度挑戦をする方も中にはおられます。その態度が町民にどうのように信任をされるのか、議会人としても試される時期でもあります。そういう点では、実際にこの態度、つまり町長に対する問題視をするのかどうか、そして、その5冊を買ったことが明らかになりましたが、職員の聞き取りで、その5万円も証明ができない。町長を守る立場の職員であれば、町長の言われたとおりです、このことも言えない良心の呵責がかけらとして残っていたと私は思っています。

そういう点では、町長が5冊と言っていたいただきましたが、全く信頼ができない中身です。そういう点では、当初の疑惑が発覚したときから、真摯に解明に向けて町長が指揮、指導をする、こういう立場でやらなければなりません。しかし、本人自身が、町長自身が追い詰められて、やっと家族全員が並んで10冊、そして私は職員に依頼をして5冊買ったと、とんでもない事実解明に対する不誠実さです。そういう点でも、私は潔く辞めることを申し上げたいと思います。

木村議員が、先ほどの提案説明を受けて質問をされました。お金の問題ではないんですよね。つまり、減給でお茶を濁す、しかも3カ月です。その決意を見ることはできません。つまり、信頼回復をしようとしているわけではないというように判断します。

そして、申し上げたい。私は、不規則発言で官製談合はどうなんだと、こういうように言われた議員がおります。不規則発言はほっとけばいいんです。しかし、これはこれ、あれはあれできちっと議員は対応する、これが大事な姿勢です。ですから、このプレミアム問題で、町長や議長が行った行為を擁護するのか、それともきちんとして批判をするのか明らかにするべきだと最後につけ加えまして賛成討論とします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第8号を採決いたします。甲良町不信任案の議決については、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とします。

出席議員は12人です。議員の3分の2以上です。また、その4分の3は9人です。

お諮りします。発議第8号に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

ただいまの起立者は4分の3に達しません。

したがって、発議第8号は否決されました。

次に、日程第6 発議第9号を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、建部議員の除斥を求めます。

(12番 建部議員退場)

○西川議長 議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第9号 建部孝夫甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)。

甲良町議会会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出します。

平成27年12月21日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 濱野圭市。

賛成者 同じく金澤博、同じく野瀬欣廣、同じく山田裕康。

○西川議長 本発議については、濱野議員から提出されていますので、濱野議員、提案説明を求めます。

5番 濱野議員。

○濱野議員 それでは、朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思います。

建部孝夫甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議（案）。

本議会は、甲良町議会議員、建部孝夫君を以下の理由により議員辞職を勧告するものです。

平成27年7月に発売した地域振興のプレミアム付商品券について、行政の不正や不適切を町民の立場に立って監視する役割を担っている議員、しかも当時は議長という立場でありながら、「お1人様2冊まで」のルールを破って大量購入に加わっていたことが、議会が設置した調査特別委員会にて判明した。この事業は、国の地域住民生活等緊急支援事業交付金を受けたものであり、地域経済の活性化と地域住民に広く効果をもたらすものである。当事業が1万円で3,000円の税金が付加されることは十分承知である。

まずは、多くの町民の皆様へ購入をしていただく、そういう思いが議員として正しい姿勢であると考えます。残念ながら建部議員においては、全くといってよいほど認識もなく、また、特別委員会が設置されてからも、11月1日、町制60周年の式典においても、「プレミアム問題で揺れている、申しわけない」などと、あたかも自分がかかわっていないかの表現をし、また、特別委員会においても、当初、自主申告も「回答を差し控える」、次は「黙秘します」、次は「5回から6回に分けて買った」、次は「30冊買った」などと次々異なる発言。あきれのばかりでございます。家族5人分10冊、その他20冊、家族の分まで自分が1人で買っている。この経過から見ても、30冊購入したと言っているが、職員からの聞き取りでも確認できないことから、信用できない状況である。

まだまだ述べることは沢山ありますが、今回のプレミアム付商品券を巡って、不正な行為、また解明に向けての建部議員の対応、どれをとっても近隣の町、それどころか全国民もあきれかえっている。私たち、同じ立場の議員としても情けない気持ちでいっぱいです。今回の不正行為によって、全国的に甲良町行政、また甲良町議会の信用、信頼が計り知れなく失墜されたことは間違いないところです。

先般の議会にて、議長を辞任されたが、到底それだけで済む問題ではありません。極めて議員としての資質が欠如している。よって、辞職勧告するものである。

以上、決議する。

平成27年12月21日。

甲良町議会。

以上です。

○西川議長 濱野議員の提案説明に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

7番 木村議員。

○木村議員 今の決議案は、そのとおりだと思いますが、委員会の中でも私、ちょっと発言したことがあったんですけど、今の提出者の濱野議員のことですね。当初、委員長が各議員にお尋ねになったときに、私は頼まれて、奥さんだっただと思いますけど、頼まれて奥さんが買いはったという表現をされました。何か不思議なことを言わはるなと思ったんですけど、そのときは。

○西川議長 決議とは関係ないです。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

6番 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 6番 丸山光雄です。先ほど、町長の不信任案で述べたように、町長の身勝手に立腹というところで、これの中で名古屋の人は議長に対しても非常に非難しています。この非難は何も名古屋の人だけじゃなしに、私の家内は千葉県の市川です。市川の親元の方でも「何という町長に、何という議長だ、こんな町長ならすぐ辞めてもらうように」という要望もされました。これは、日本全国にこういう汚点を広めたと思うんです。ですから、議長も辞職するのが当然だと思いますので、賛成討論とします。

○西川議長 ほかにありませんか。

1番 山田議員。

○山田議員 1番 山田です。賛成討論をいたします。

この件に関しましても、議長ということでその当時は言われておりました。また、報道に関しましても、こんな議長がいる町、甲良町は恥ずかしい町やということを報道されておりました。大変恥ずかしい町やということで全国的になっております。また、議会の代表ということで、議長として選任した議員を裏切った行為になりますので、即刻、私は辞職することが当然だと思いますの

で、賛成討論といたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

3番 野瀬議員。

○野瀬議員 3番 野瀬でございます。建部議員は議長を辞職されましたけれども、一議員として甲良町で胸を張って議員であるという、そういう認識で今後進められるのでしょうか。私はそういう立場なら、とてもじゃないですけども、議員を続けるわけにはいきません。やっぱり問題意識をきちっと持っていただいて、何が問題だったのかということのを反省していただき、そして、潔く議員を辞職していただくことが今回の最終的な建部議員のすることだと思います。よって、賛成といたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 私も、この決議案の趣旨に全面的に賛同するものです。その上で、私たちは独自の立場と理由で本決議案に賛同します。

建部前議長の言動の経過をたどれば、ルール破りをしたという自覚がなかったかもしれないが、町民の信頼を裏切ってしまった議員として、議長として踏み越えてはならない線を越えてしまったという自覚があったと見ています。だからこそ、問題の表面化をしてもだんまりを続け、「何冊かの回答は差し控える。黙秘します」との態度に終始をして、町民から批判を浴びることを避けてきたのだと思います。

そして、私には12月議会が終わったらはっきり言いますと言ってきたのです。これは、潔くありません。大変不誠実な態度と言わねばなりません。もともと全町民に行き渡りにくいプレミアム商品券の、甲良町での実情を十分に知ることができる議員としての立場であるにもかかわらず、30冊を購入するということは、町民の福祉の向上を何よりもの仕事とする議員として両立しないものです。こんな行為をみずからやっておいて、行政の間違い、不祥事、道理に合わないことを正せるはずがありません。付加された原資は税金です。このプレミアム券の販売ルールがルーズだったからとしても、議員報酬を受け取る私たちは、一線を越えてはならないのです。建部前議長が購入した分だけで、他の町民が購入できなくなったという狭い枠の問題ではありません。議員としてやってはならない、税金によるうま味をいっぱい受けてしまったのです。ここでは、町民の利益に背いてしまっています。信頼を失っています。よって、議員の身分を退くことを強く求めて、本決議に賛成討論といたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りします。発議第9号に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本議案は可決されました。

ここで、建部議員の入場を許可します。

(12番 建部議員入場)

○西川議長 ただいま建部議員が入場されました。

ご報告申し上げます。発議第9号は可決されましたことを報告します。

建部議員、ただいまの報告に対して発言はありますか。

建部議員。

○建部議員 ただいまの決議は重く受けとめております。しかし、残りわずかな任期であります。全うをさせていただきます。

○西川議長 次に、日程第7 発議第10号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、丸山恵二議員の除斥を求めます。

(9番 丸山恵二議員退場)

○西川議長 議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第10号 丸山恵二甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)。

甲良町議会会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出します。

平成27年12月21日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 金澤博。

賛成者 同じく野瀬欣廣、同じく濱野圭市、同じく山田裕康。

○西川議長 本発議については、金澤議員から提出されていますので、金澤議員の提案説明を求めます。

10番 金澤議員。

○金澤議員 朗読をもって、提案にかえさせていただきます。

丸山恵二甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)。

本議会は、甲良町議会議員丸山恵二君を以下の理由により議員辞職を勧告するものです。

平成27年7月に発売した地域振興のプレミアム付商品券について、行政を監視する役割を担っている議員という立場にありながら、丸山恵二議員におかれては、9月議会中、議員控室にて何人かの議員に「燃料代に使う目的でプレ

ミアム商品券を大量に買った」と発言をしています。特別委員会設置後、その事について追及されたところ、「あれは冗談だったんだ」、ほかの議員にも「売れ残りを心配するあまり、つい言った」などと弁明をしています。しかし、販売は7月15日より1週間で完売しているので、発言のあった9月時点には既に終了している。実に不自然である。

もう1点。委員会にて自主申告時に、妻に聞かなければわからないと答弁を控えたことなど、真実をしっかりと語っていただきたい。

また、当議会は以前より盗水問題に取り組んでいます。まず、各議員みずから調査することが委員会で決定したにもかかわらず、いまだに丸山恵二議員のみが調査の同意書が提出されておらず、今までから近隣住民より自身所有の事業所において、本管より直接メーターも設置せず、長年、水道を利用していたなどの情報が寄せられています。今まさに正常な水道行政をめざしている議員として、同意書を早急に提出し襟を正すべきだと考えます。

よって、議員辞職を勧告するものであります。

以上、決議する。

平成27年12月21日。

甲良町議会。

以上で、提案説明とさせていただきます。

○西川議長 金澤議員の提案説明に対して、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 丸山恵二副議長に関しては、次の理由を述べ、本決議に私たちは独自の立場で賛成したいと思えます。

甲良町においては、盗水疑惑を解明するという課題は大変水準の低い問題ではありますが、重要な事柄です。有収率の極端な低さから不正取水が以前から疑われてきました。そして、まず議員が潔白であることを示すため、進んで調査を受けるよう、調査の承諾書を提出しました。ところが、ただ1人、現在にあっても調査の承諾書を提出していない議員がいることが確認されています。その議員が、丸山恵二副議長だということです。

さらに、不正取水が表面化した折、盗水パイプが下水道工事にかかわって発見されていたことが報告されています。その際、町担当課はM議員宅と表現し、丸山光雄議員が否定したことから、丸山恵二議員宅での盗水疑惑が持ちあがったのです。事業所での不正取水を訴える情報が寄せられていました。私も直接、

その方から実名でお家に行き、事情を聞いたものであります。これらは現在、疑惑のままになっていますが、甲良町そのものが不正取水疑惑をなくして、盗水の町という汚名を晴らしていこう、こういうときにみずから潔白を証明していない態度は許すことができません。よって、町民の代表にふさわしくなく、道義的、政治的責任は大きなものがあり、みずから議員を辞職するのがふさわしいと考えます。

2つ目に、商品券にかかわる点は報告書にあるとおり、疑問点が残ります。議員控室で話した内容が、プレミアム券を議員が大量に買ったと言い、そういう発想そのものが道義に反することで、販売が終了した後も宣伝するというのも、大変不思議な言動です。しかし、議員を辞めるべきであると判断するには不確定の方が大きすぎると思います。

よって、盗水疑惑に議員が掛け値なしに答えるべきだという観点では、いまだに調査承諾書を提出していないのは、議員としてふさわしくないと考え、速やかに議員辞職するべきだと考え、賛成討論といたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

5番 濱野議員。

○濱野議員 5番 濱野でございます。私も今、西澤議員が述べられたとおりの意見でございます。私は、このプレミアム商品券のことにしましては、議員控室に同席をいたしておりました議員の1人でございます。確かにそのようなことをおっしゃっておりました。かなり不自然な話だなとそのときは思っておりました。なかなか本当に確実な事実はつかめてございませんが、かなり彼の言ったことの曖昧さが浮き彫りになっております。極めて信憑性の高い話でないかなと思っております。

それと、盗水に関しましては、私ども何人かの議員で以前から、彼の事業所でメーターも設置せず、長年にわたって本管から直接、水を盗んでおられるというようなことで、そこにお勤めであった方、また近隣の方からの極めて信憑性の高い事実を聞いております。そういったことから町長に早く調べていただきたいということで要請書も出させていただいております。しかしながら、一向に何ら進んでいないのが現状でございます。残念で仕方がないんですが、本当に水道行政を正していこうというようなことで盗水委員会まで設置していろいろと調査をしております。そういったところから本当に適正な水道行政をめざすという部分でもしっかりと早急に、特に丸山恵二議員の事業所について調査をしていただきたい、そのように思っております。

そういうことから、丸山恵二議員にはいろんな疑惑がかけられております。しっかりと議員という立場で襟を正していただいて、今後いろんな形で活躍していただきたい、そういう思いをいたしております。しかし、今回このような

疑惑が沢山あるということから、しっかりと議員を辞職されるということが当たり前のことかなと思います。そういうことを思いまして賛成討論といたしたいと思います。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りします。発議第10号に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本議案は可決されました。

ここで、丸山恵二議員の入場を許可します。

(9番 丸山恵二議員入場)

○西川議長 ただいま丸山恵二議員が入場されました。

ご報告申し上げます。発議第10号は可決されましたことをご報告いたします。

丸山恵二議員、ただいまの報告に対して発言はありますか。

9番 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 最終日の今日に辞職勧告を出されたことに非常に驚いてはおりますが、このように結果になったということを心にとめまして、もうしばらくの任期を頑張らせていただきたいと思います。その中でも、今日、賛成された方の皆さんが私が副議長をおりない、去年の教育委員長の罷免をしなかったこと、それに関して物すごく腹が立っていると、この間、金澤議員からも言われました。そういう意味合いもありまして、官製談合組とこれできっぱりと離れられたことに関しては喜んでおります。もう少しの任期でございますが、頑張っていきたいと思っております。

○西川議長 次に、日程第8 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布しています文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

最後に町長の挨拶があります。

町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

12月2日、全協、12月4日開会の定例会も本日、閉会日を迎えました。提案いたしました議案、当初10件ございましたが、追加議案2件で12議案をご審議いただきました。住民生活にかかわる議案がほとんどであります。ご理解をいただくことができずに一部否決になりましたが、18日間の長い期間、議員の皆さん、大変ご苦労さんでございました。

皆さんは、本日をもって1期4年の中での定例議会は全て終了いたしました。今期で議員を引退される方もおられると伺っていますが、引退される方については甲良町のために議員の立場で頑張っていたことに敬意と感謝を申し上げます。本当に長い間ご苦労さんでございました。今後は、一町民の立場から町政発展のためご支援、ご協力賜りますことをお願い申し上げ、くれぐれもご健勝で頑張っていただけのご期待を申し上げます。また、再度、議員生活を続けるために立候補を予定されている議員各位におかれましては、それぞれの立場で頑張っていたきたいと思います。

さて、今回、地方創生先行型事業としてのプレミアム商品券発売事業においては、役場内協議での交付要綱の不徹底が関係課内の不一致を招き、多大の迷惑を町民の皆様におかけいたし、また、私の軽率な行動が大変大きな混乱を招き、信頼を損なうことになったことに対しまして、マスコミの皆さんの本日の報道を通して、甲良町民の皆様には深くおわびを申し上げます。まことに申しわけありませんでした。今後は、職員一丸となって信頼回復に向けて取り組んでいく所存でありますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

最後になりましたが、議員の皆様も日一日と厳しく寒さがなまっています。お体には十分ご自愛をいただいて、輝かしい新年を迎えていただきますことをご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とします。ご苦労さまでございました。

○西川議長 これをもって、平成27年12月甲良町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 0時24分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 西 川 誠 一

署 名 議 員 西 澤 伸 明

署 名 議 員 建 部 孝 夫